



淵上さんを東二運に戻せ！ 労働審判申し立て

淵上さん（JR東海労本部特別執行委員 JR総連法対・調査部長）は本日、東京地方裁判所に東京第二運輸所への復職を求め、労働審判の申し立てを行いました。

会社は10月1日、本人の同意もなく、一方的的に54歳原則出向対象者であるとして、警備会社への出向を発令しました。しかし11月16日、わずか1ヶ月半で「出向会社からの要請」という理由だけで出向を取り消しました。そして12月1日、出向前の職場である東京第二運輸所への復職ではなく、新横浜駅営業第二課への発令を行ったのです。

労働審判は3回の審尋を経て、解決しない場合は本裁判に移行します。今回の労働審判に至る経緯は、会社が本人の同意も得ず、また何ら説明責任を果たさず出向を強行し、理由なき理由で出向を解除した上、元職場ではない新横浜駅への発令を行ったことがそもそもの原因です。社員を一つの駒としか見ない会社の姿勢を問い糾していく裁判でもあります。

JR東海労は淵上さんの東京第二運輸所への早期の復帰に向けて、また本人の同意なき54歳原則出向の中止を求めて、JR総連の仲間と固く連帯し闘っていきます。